

第5回総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会 合同委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和5年12月5日（火曜）		午前10時40分 開会
	休憩 11:17-11:18		
	午前11時23分 閉会		
	休憩時間： 0時間1分		会議時間：0時間42分
会議場所	役場3階 委員会室		
出席委員 氏 名	委員長 正村紀美子	委 員 早苗 豊	委 員 中田智恵子
	副委員長 木村 淳彦	委 員 立川 美穂	委 員 小笠原 等
	委 員 西尾 一則	委 員 渡辺洋一郎	委 員 伊藤 稔
	委 員 常通 直人	委 員 堀切 忠	委 員 菊池 秀明
	委 員 中村 和宏	委 員 橋本 和仁	議 長 梶澤 幸治
説 明 員	副町長 佐野 寿行		
	政策推進課長 石田 哲		
	魅力創造課長 西田昌樹		
	魅力創造課参事 中村宗紀		
参 考 人			
欠 席 委 員 氏 名	委 員 鈴木 健充		
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係長 竹川 恭史	総務係主査 上田瑞紀

1 開 会

正村委員長（総務経済常任委員会委員長）が開会を告げ、鈴木委員の欠席を報告し、事務局から委員会の日程について説明をする。

2 議 件

（1）調査事項

ア めむろ新嵐山株式会社の経営破綻について

資料1

- ・委員長：前回（第4回：11月27日開催）の調査は「（1）経営状況の認識及び経営破綻について」で終了した。本日は「（2）今後の対応（会社清算関連事項）について」を調査する。資料説明は前回終えているので、早速、質疑を行う。
- ・菊池委員：④の部分について、できることは早めに検証して取り組むべきでは？
- ・副町長：1月25日に裁判所主催の債権者集会があり、その後、会計事務所による最終決算書が提出される見込みであり、それらを踏まえた上で、そこに至るまでの町としてのかかわり方や会社としての取組、委託受託の関係性について、職員が検証するのか第三者的な視点で検証を行うかは今後検討する。
- ・木村委員：今の部分について、町と会社と区別して検証するのか？
- ・副町長：両面からの検証。
- ・立川委員：②の部分について、仮に予定どおりソフトランディングした場合、どの程

度と積算していたのか？

- ・副町長：会社を清算する形で今回は法的整理という手段しかとれなく、私的整理ということで 5,200 万円の補正予算を認めていただければ、負債がない形で来年 3 月に清算できると判断した。
- ・立川委員：負債総額は 1 億を超えるが、5,200 万円差し引いた額はこれからの経営で挽回する見込みだったのか？
- ・副町長：お見込みのとおり。
- ・立川委員：前回の特別委員会において、先行投資で人件費をかけてきたという答弁があったが、仮に回収できない部分があれば最終的には町が負担するということところが整理できていなかったことが、議会としても 9 月の補正予算の可否の大きな判断材料になった。改めて会社と町との役割分担ができていたのか？
- ・副町長：9 月 21 日の提案質疑の中で、人件費は削減、冬季は営業縮小しコストカットしたいと説明。先行投資については、それぞれ見解が分かれるので、正しいか正しくないかの答えは持ち合わせていない。
- ・立川委員：前回の委員会の中で、担当参事が先行投資という形で人件費をかけてきたという答弁があったが、町側としても先行投資の認識が違っていたのか？
- ・副町長：どちらが正解かは持ち合わせていない。人材確保という意味での先行投資という考え方もあり、一方で人件費が経営を圧迫したのも事実であり、現時点でどちらが正解で言ってきたことが間違っていたのかといったことではないと考えている。
- ・木村委員：第三セクターの仕組みについて、検証した経過はあるのか？
- ・副町長：経済性と公共性を持った経営体質にすべきとか、第三セクターではなく完全民営化の組織にすべきといった提言を受けており、その時点では検証したが、実行したかは議論になるところである。
- ・委員長：他にないか？
- ・(質疑なし)
- ・委員長：以上で「(2) 今後の対応 (会社清算関連事項) について」調査を終了する。

- ・委員長：全体をとおして質疑はないか？
- ・立川委員：町としては契約不履行となるが、会社に対して責任を求める行為を行うのか？
- ・副町長：会社と町との関係であり、委託受託の契約行為に対して今回は契約解除という形で整理した。それに伴う債権については、裁判所から破産手続開始通知書が芽室町長あてにきており、現段階で配当する財産が不足するのが明らかなので、当面届出は必要なく、配当できないと解釈されるので、芽室町としても配当の可能性はないと判断しており、ほかの法的手段で会社に対して行動を起こすことは現時点で考えていない。
- ・立川委員：会社の破産倒産にかかわる債権者の数は？
- ・副町長：差し控えたい。

(委員長と副委員長交代のため少しの時間休憩)

- ・正村委員：会社の破綻の責任については、町にも責任もあるとの答弁があったが、どのような内容が含まれるのか？
- ・副町長：会社と町との関係、出資者としての芽室町、委託者受託者の関係がある。委託者として会社に業務を委託する関係で、売上の落ち込みを的確に把握し、委託料を設計変更で100%支弁できなかった責任がある。会社全体の経営として出資者としての的確に指示できなかった責任がある。嵐山改革について、賛否両論あったことを会社へ指示してこなかった責任がある。会社の経営計画そのものを認めてきた責任があり、経営に寄与するところまで踏み込んで精査し、指示できなかった責任がある。新嵐山スカイパークを設置しているのは町であり、出資者、委託者も町であることから一体として責任を判断せざるを得ない。嵐山改革の実行部隊として会社のスタッフの雇用に対する責任も当時の社長や今の社長にある。一連の計画から事業計画から決算報告までの責任がそれぞれの立場である。
- ・正村委員：会社の社長であり、一方で町の副町長という立場。町ということで町長への報告はどのようにしてきたか？
- ・副町長：経営体が違うので一字一句報告はしていないが、全体の傾向やお客様の声、会社内で特別な動きがあれば報告してきた。経営については、株主であるので決算の中で報告しており、町の予算にかかわる部分については、実行計画の中で今の経営状況や今後の経営展望についても報告してきた。
- ・正村委員：町のトップとして経営状況を的確に把握すべきだったのではないかと思うが、きちんと情報共有できていたのか？
- ・副町長：認識レベルの話であり、それぞれの立場で情報共有してきた。
- ・正村委員：町長が説明した結果責任を副町長はどのように考えているのか？
- ・副町長：自己罰について提案者は町長であり、その前段として進退伺の部分について2人で話し合いをしてきた中で、何が事態を収拾させ、次のステップに結びつけていくかを考え現状がある。
- ・正村委員：2月くらいに検証結果がまとまるとの発言があったが、第三者を入れるべきであり、そのことを含めて町としての責任を考えていくべきでは？
- ・副町長：先ほど答弁したとおり。
- ・委員長：他にないか？
(質疑なし)

3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について

- ・委員長：両常任委員長協議とする。

(2) その他

- ・委員長：各委員からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：議長からないか？

- ・(なし)
- ・委員長：事務局からないか？
- ・(なし)

以上をもって、合同委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	2名	議員	0名	合計	2名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和5年12月5日

総務経済常任委員会委員長 正村 紀美子